

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告石川勇吉 意見陳述書

2019年6月 日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原 告 石 川 勇 吉

私は1949年生まれの70才。碧南市で浄土真宗の寺の住職をしています。

私は小学校入学前の記憶として、52年8月6日号の『アサヒグラフ』に掲載された広島・長崎の被爆写真を見せられ、ショックを覚えたことがあります。写真を見せたのは父親です。

父・石川勇導（1908年生）は、戦時中、僧侶の傍ら大政翼賛会に参加し、地域の青年に軍事教練を施し、立派な軍国青年に育て上げることを誇りにしていました。当時の仏教界は、一部の方を除き、侵略戦争に積極的に協力していました。父もその一人でした。

その父も、45年の2度目の召集で山口県岩国に配属されました。間もなく敗戦。帰郷の途中、被爆して10日余の広島の光景を目にすることに

なりました。家に帰れば、送り出した青年の位牌の数の多さ。彼は、翼賛会としての過去を、厳しく問わずにはられませんでした。

浄土真宗が用いる経典の『仏説無量寿経』には、釈尊が教えを説いた所では、「天下和順…国豊民安」、「世の中は平和になり、国は豊に、民は安らかになり」とし、次に「兵戈無用」、「兵隊も武器も無用になった」、つまり「戦争が無くなった」としています。父は「兵戈無用」の教えに背くことと知りながら、戦争協力を続けてきたのです。一僧侶として、己の弱さと、教えを、釈尊を裏切ってきたことを、深く慙愧するのです。

彼は毎月 22 日を戦没者追悼の日として法要を勤め、死を直前にした戦後 50 年まで続けました。22 日は聖徳太子の命日。「和を以って貴しと為す」とする太子の教えに、平和への決意を込めたのです。

47 年施行の日本国憲法、特に第 9 条は、父を励ますものでした。「戦争放棄」「戦力不保持」は、「兵戈無用」の内容そのもの。9 条を守り生かすことが、仏の教えの実践に合致すると、理解したからです。

「ただ、被爆された方の前に、除隊した時に与えられた毛布と乾パン、水筒を置いてくる。それしか、できなかった」と、己を責めるように語っていた父の姿は、忘れられません。被爆間もない広島での体験は、その後の彼の生き方に大きな影響を与えました。

彼は、米国から被爆直後の広島・長崎を撮影したフィルムを買い戻す「10 フィート運動」に参加し、それによって製作された映画『にんげんをかえせ』のフィルムを購入。説教で出かけた寺や集会所で、上映してきました。被爆の実相を知らせることで、原爆の、そして戦争の愚かさを知ってもらおうとしたのです。入学前の私に無理やり被爆写真を見せたのも、そんな思いからです。

父は 96 年に亡くなりましたが、私は彼の意志を受け継ぎたいと願い、生きてきました。夏の平和行進への参加や、父の遺品（旧「満州」国の地

図数枚)の偽満皇宮博物院(中国・長春市)への提供。県下であった中国人強制連行事件の犠牲者追悼式の開催。宗教者九条の会への協力、などです。これからも力を尽すつもりです。

安保法制は、9条を空文化し、日本を「戦争する国」に変えるものです。それは亡き父の、慙愧の念を込めて取り組んできた足跡を、そしてそれを受け継いできた私の努力を、無にするもの。受け入れることはできません。

9条の空文化を策した人々にとって、「戦争放棄」「戦力不保持」と一致する「兵戈無用」の教えは、どのように映っているのでしょうか。戦前、父を含む多くの宗教者が、教えに背いてまで戦争協力を強いられた要因に、治安維持法の存在があります。「宗教弾圧のためのもっとも有力かつ重要な根拠法規」(岩波新書『宗教弾圧を語る』)とされています。治安維持法の現代版とも言える「共謀罪」が、2017年から施行されています。9条空文化を策した人々が、「兵戈無用」の教えを敵視し、「共謀罪」を使って教えに基づく行為を弾圧するのでは。安保法制は、そうした懸念を強く意識させるものです。

中日新聞は、昨年末の「防衛計画の大綱」と「中期防」の閣議決定について、「専守防衛 変質の危機」(12月18日付)と紹介。今年4月のシナイ半島陸自派遣の閣議決定については、「安保法運用の実績をつくるためだとの指摘もある」(4月2日付)としています。読んでいて私の脳裏に浮かんだのは、「朝起きたら戦争が始まっていた」と父から聞かされた、1941年12月8日の真珠湾攻撃です。既に「戦争する国」へ向かって、下り坂を転げ落ちているのでは、との不安を感じます。

不安が現実のものになり、武力行使が発生すれば、加害者責任が問われることになります。それは、日本国民全てに問われるもの。とりわけ、「兵戈無用」の教えに生きることを決意した私には、より厳しい追及が行われ

ることでしょう。それゆえ、今、ここに、違憲訴訟の原告として立っているのです。

安保法制により、私の心は大きくかき乱され、耐え難いものになっています。私から「静謐な宗教的環境のもとで信仰生活を送るべき法的利益」が奪われ、私の宗教的人格権（山口地裁判決 昭和 54 年 3 月 22 日）が損なわれる事態になっています。

裁判所におかれましては、安保法制への違憲判決を下されるよう、強く願うものです。

以上